

# 岡山県の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

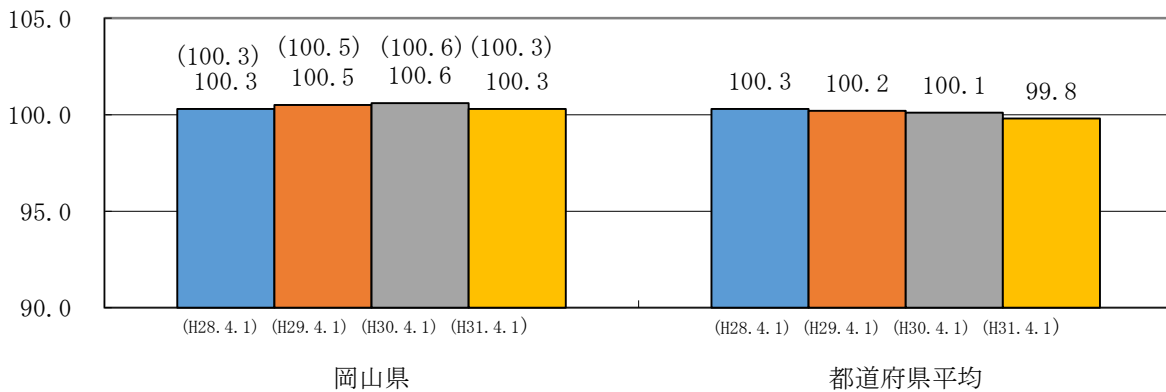
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 平成29年度 の人件費率
		A 千円	千円	B 千円	B/A %	%
30年度	1,911,722人	679,466,344	1,429,237	191,144,647	28.1	28.5

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A 人	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A 千円	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
30年度	19,854	88,058,809	17,050,168	35,502,674	140,611,651	7,082	7,182

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

- ※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、  
 ②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③給与制度の総合的見直しに伴う現給保障を廃止していないこと（R2.3.31で廃止）等から、ラスパイレス指数が100を超えている。  
 給与水準については、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査し、地域の民間給与水準との均衡を図るために実施された勧告を尊重して決定している。今後とも人事委員会勧告を尊重しながら、適切な給与水準となるよう努める。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
元年度	374,812	374,580	232 (0.06%)	0.06	0.06	0.10

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月数 B 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
元年度	4.49	4.45	0.04	4.50	4.50	4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%の引下げ。  
 人材確保の観点から1級の全号給及び2級の初号付近については改定を行わず、公民の給与差を考慮して50歳台後半層では最大で4%程度の引下げ。激変緩和のため、5年間(令和2年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 行政職給料表以外の給料表についても、同様の改定を実施するが、医療職給料表(一)については、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定は行わない。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び岡山県の支給割合)

(支給割合) 国基準と同様の支給割合。  
 (実施時期) 平成27年4月1日より実施。  
 (参考) 岡山市

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		令和元年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%
岡山県の支給割合	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	43.5 歳	335,665 円	418,225 円	366,351 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
都道府県平均	42.9 歳	325,365 円	412,987 円	368,214 円

#### ②高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	45.7 歳	387,593 円	436,192 円
都道府県平均	44.8 歳	374,301 円	438,678 円

#### ③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
岡山県	42.0 歳	359,923 円	393,758 円
都道府県平均	42.7 歳	358,882 円	416,270 円

#### ④警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
岡山県	38.2 歳	324,770 円	446,422 円	349,912 円
国	41.4 歳	318,875 円	—	376,765 円
都道府県平均	38.4 歳	321,712 円	461,961 円	370,144 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		岡 山 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	193,100 円	180,700 円
	高 校 卒	156,200 円	148,600 円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	215,200 円	—
	高 校 卒	166,400 円	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	215,200 円	—
	高 校 卒	166,400 円	—
警 察 職	大 学 卒	216,500 円	209,700 円
	高 校 卒	183,800 円	171,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,219 円	361,106 円	386,266 円	403,089 円
	高校卒	224,936 円	297,388 円	353,900 円	373,798 円
高等学校教育職	大学卒	321,864 円	406,717 円	429,901 円	441,183 円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	321,833 円	398,305 円	419,659 円	429,001 円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	286,695 円	389,861 円	412,009 円	418,045 円
	高校卒	261,943 円	356,641 円	394,284 円	416,733 円

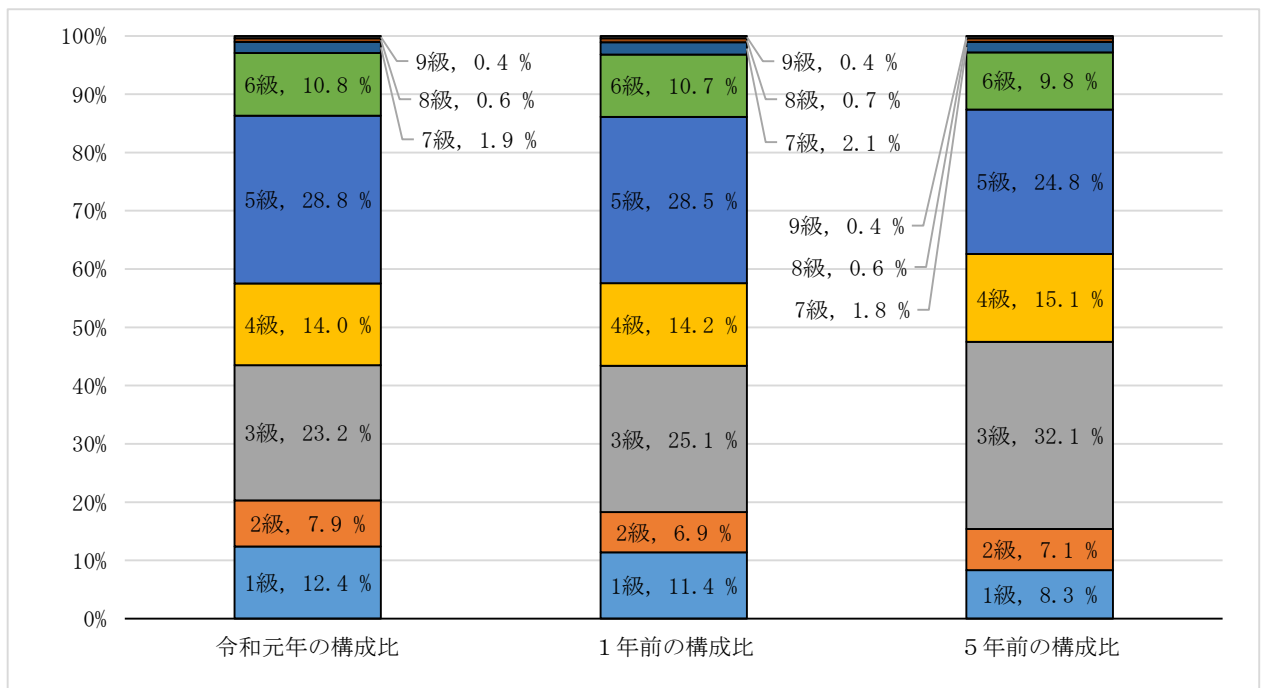
(注) 高等学校教育職及び小・中学校教育職の高校卒については該当する職員がいないため、記載しない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

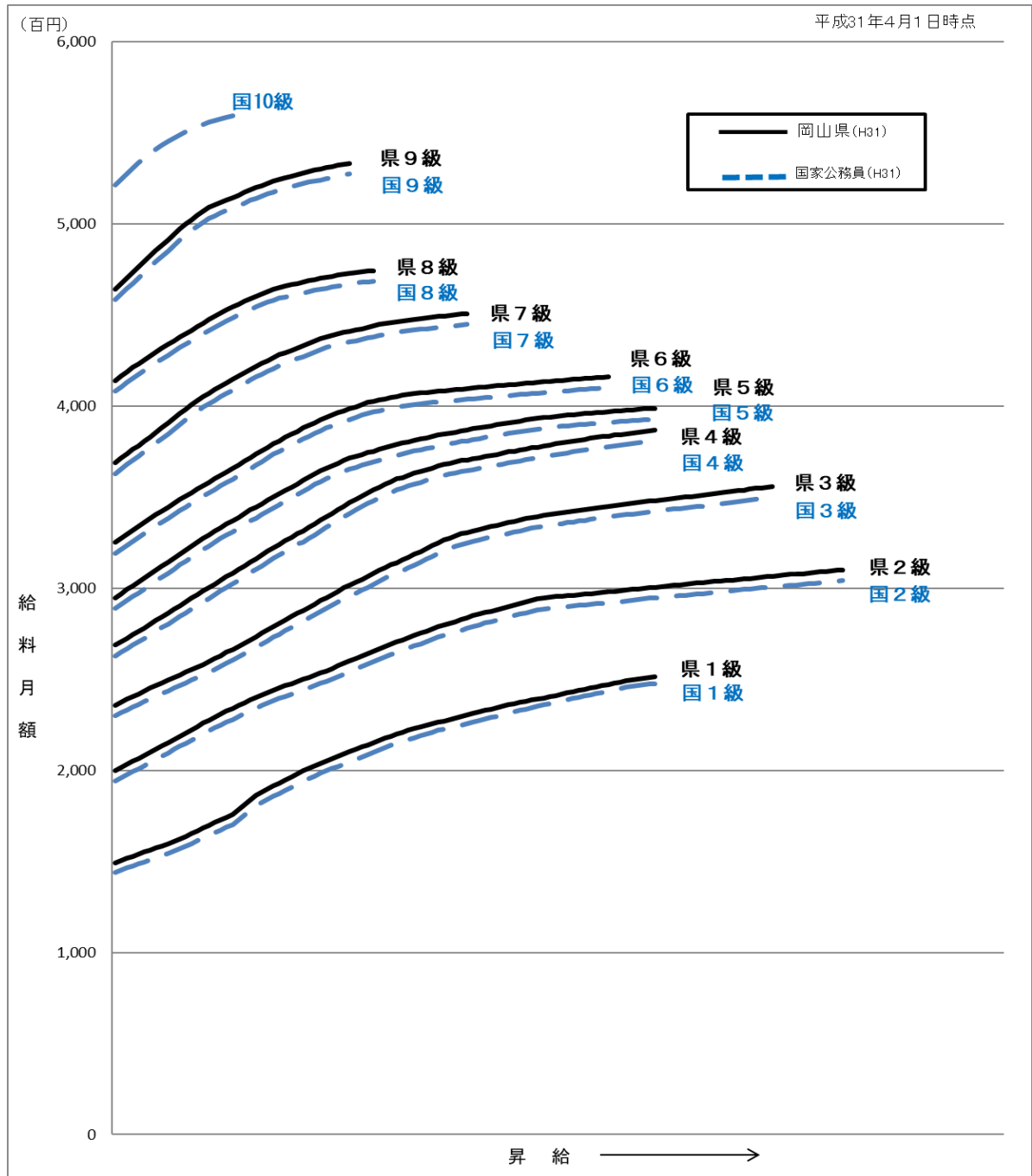
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	部長	20 人	0.4 %	464,300 円	533,400 円
8 級	次長・参与	30 人	0.6 %	414,000 円	474,500 円
7 級	課長	94 人	1.9 %	368,800 円	450,800 円
6 級	課長・参事	525 人	10.8 %	325,100 円	416,100 円
5 級	副参事	1,401 人	28.8 %	294,800 円	398,900 円
4 級	主幹	683 人	14.0 %	268,900 円	386,900 円
3 級	主任	1,126 人	23.2 %	235,900 円	355,900 円
2 級	主事	383 人	7.9 %	199,700 円	310,100 円
1 級	主事	603 人	12.4 %	149,400 円	251,300 円

(注) 1 岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給与カーブ比較表（行政職）（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（岡山県）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

岡山県				国			
1人当たり平均支給額（30年度）				—			
1,748 千円							
(30年度支給割合)				(30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分		1.85 月分		2.60 月分		1.85 月分	
(1.45) 月分		(0.90) 月分		(1.45) 月分		(0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%			

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（岡山県）

令和元年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○		○	○
上位、標準の成績率			○		
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

##### (2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

岡山県				国			
(支給率) 自己都合		応募認定・定年		(支給率) 自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）				(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			
(1人当たり平均支給額)							
2,540 千円		22,513 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		931,988 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		141,640 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0 %	25 人	20.0 %
大阪市	16.0 %	9 人	16.0 %
府中市	15.0 %	1 人	15.0 %
神戸市	12.0 %	1 人	12.0 %
広島市	10.0 %	5 人	10.0 %
高松市	6.0 %	1 人	6.0 %
岡山市	3.0 %	6,420 人	3.0 %
上記以外の市町村	0.0 %	12,959 人	0.0 %
医師・歯科医師	16.0 %	25 人	16.0 %
平均支給率	1.0 %	—	1.0 %

（注） 「国の制度（支給率）」欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	1,131,807 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	169,053 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	33.9 %
手当の種類（手当数）	30

（注） 手当の名称、主な支給対象職員（業務）及び手当額については、別紙1のとおりである。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	4,789,307 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	588 千円
支給実績（29年度決算）	4,224,863 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	521 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

別紙2のとおり

## 5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,032,000 円	( 1,290,000 円 )	
	副 知 事	918,000 円	( 1,020,000 円 )	
報酬	議 長	1,000,000 円		
	副 議 長	900,000 円		
	議 員	840,000 円		
期末手当	知 事	(平成30年度支給割合)		
	副 知 事	3.35 月分		
	議 長	(平成30年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.35 月分		
退職手当	知 事	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	129万円×在職月数×0.57	35,294,400 円	任期ごと
		102万円×在職月数×0.40	19,584,000 円	任期ごと
地域手当	知 事 副 知 事	給料の3%		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。



## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

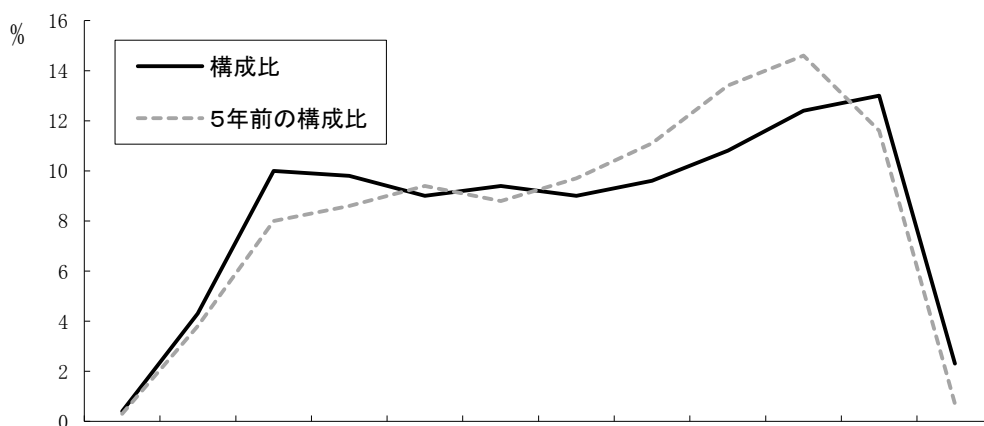
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成30年	平成31年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	32	32	0	
		総務	644	631	△ 13	事務の統廃合縮小
		税務	223	227	4	業務推進
		民生	343	360	17	復旧・復興業務の推進
		衛生	539	547	8	復旧・復興業務の推進
		労働	73	73	0	
		農水	943	953	10	復旧・復興業務の推進
		商工	176	183	7	復旧・復興業務の推進
		土木	789	821	32	復旧・復興業務の推進
	計	3,762	3,827	65	(参考：人口10万当たり職員数 200人)	
	教育部門	12,027	12,055	28	業務推進	
	警察部門	4,065	4,047	△ 18	欠員不補充	
	小計	19,854	19,929	75	(参考：人口10万当たり職員数 1,042人)	
公ア営会企計業部等門	病院	0	0	0		
	下水道	7	7	0		
	その他	130	127	△ 3	事務の統廃合縮小	
	小計	137	134	△ 3		
合計			19,991 [ 21,116]	20,063 [ 21,170]	72 [ 54]	(参考：人口10万当たり職員数 1,049人)

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	73人	861人	2,014人	1,972人	1,810人	1,880人	1,808人	1,921人	2,172人	2,494人	2,602人	456人	20,063人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	元年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,769	3,736	3,773	3,771	3,762	3,827	58 ( 1.5 % )
教育	15,193	15,210	15,175	12,043	12,027	12,055	▲ 3,138 ( ▲ 20.7 % )
警察	3,972	3,991	3,998	4,010	4,065	4,047	75 ( 1.9 % )
普通会計計	22,934	22,937	22,946	19,824	19,854	19,929	▲ 3,005 ( ▲ 13.1 % )
公営企業等会計計	123	122	123	126	137	134	11 ( 8.9 % )
総合計	23,057	23,059	23,069	19,950	19,991	20,063	▲ 2,994 ( ▲ 13.0 % )

### 7 等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)

別紙3のとおり

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 電気事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収益	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 平成29年度の総費用 に占める職員給 与費比率
	A 千円			B 千円	B/A %
30年度	2,197,027	656,471	353,648	16.10	15.24

区 分	職員数 A 人	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A 千円	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B 千円		
30年度	52	204,786	60,331	88,531	353,648	6,801	6,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

- 1 (5) と同様に給与制度の総合的見直しを実施。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給 (30年度決算)	平均月収額 (30年度決算)
岡山県企業局 (電気事業)	41.2 歳	351,324 円	568,882 円
団体平均	44.7 歳	366,662 円	583,120 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末・勤勉手当（平成31年4月1日現在）

岡山県企業局（電気事業）				岡山県（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（30年度）				1人当たり平均支給額（30年度）			
1,728 千円				1,748 千円			
(30年度支給割合)				(30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分	2.60 月分	1.85 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 15 ～ 25 %				(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20 % ・管理職加算 15 ～ 25 %			

- (注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

岡山県企業局（電気事業）				岡山県（一般行政職）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
（その他の加算措置）				（その他の加算措置）			
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%加算）				定年前早期退職特例措置（割増率2～45%加算）			
（1人当たり平均支給額）				（1人当たり平均支給額）			
対象者なし		22,901 千円		2,540 千円	22,513 千円		

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 平成30年度は岡山県企業局の退職者数が少ないため、平成28年度から30年度の1人当たり平均支給額を記載している。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）			7,411 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）			142,525 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	20.0 %	1 人	20.0 %
岡山市	3.0 %	51 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	6,030 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	188,452 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	61.5 %
手当の種類（手当数）	5

- （注） 手当の名称、主な支給対象職員（業務）及び手当額については、別紙4のとおりである。

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	16,679 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	388 千円
支給実績（29年度決算）	13,974 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	311 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

別紙5のとおり

## (2) 工業用水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区 分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収益 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 平成29年度の総費用 に占める職員給 与費比率 %
30年度	2,777,097	741,500	396,015	14.3	13.6

区 分	職員数 A 人	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A 千円	(参考)都道 府県平均一 人当たり給 与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
30年度	58	237,991	58,207	99,817	396,015	6,828	6,560

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

#### イ 特記事項

- 1 (5) と同様に給与制度の総合的見直しを実施。

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給 (30年度決算)	平均月収額 (30年度決算)
岡山県企業局 (工業用水道事業)	43.4 歳	359,517 円	571,673 円
団体平均	43.5 歳	351,274 円	545,287 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末・勤勉手当（平成31年4月1日現在）

岡山県企業局（工業用水道事業）				岡山県（一般行政職）			
1人当たり平均支給額（30年度） 1,753 千円				1人当たり平均支給額（30年度） 1,748 千円			
(30年度支給割合)				(30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.85	月分	2.60	月分	1.85	月分
(1.45)	月分	(0.90)	月分	(1.45)	月分	(0.90)	月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%				(加算措置の状況) 職制上の段階、等級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%			

- (注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

岡山県企業局（工業用水道事業）				岡山県（一般行政職）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
（その他の加算措置）				（その他の加算措置）			
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%加算）				定年前早期退職特例措置（割増率2～45%加算）			
（1人当たり平均支給額）				（1人当たり平均支給額）			
（対象者なし）				2,540 千円 22,513 千円			

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 平成30年度は岡山県企業局の退職者数が少ないため、一人当たりの平均支給額を記載していない。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）			2,281 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）			134,192 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
東京都特別区	20.0 %	0 人	20.0 %	
岡山市	3.0 %	17 人	3.0 %	
倉敷市	0.0 %	41 人	0.0 %	

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）	7,109 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	187,070 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）	65.5 %
手当の種類（手当数）	5

- （注） 手当の名称、主な支給対象職員（業務）及び手当額については、別紙4のとおりである。

オ 時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	19,867 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	390 千円
支給実績（29年度決算）	18,062 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	354 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成31年4月1日現在）

別紙5のとおり

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成31年4月1日現在）

別紙6のとおり

〔知事部局（教育委員会、警察本部共通分を含む。）〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
放射線技術従事職員の特殊勤務手当		レントゲン、放射性同位元素又は人事委員会規則で定めるものを使用して、有害放射線の影響を受ける作業	46千円	日額 230円
伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当		家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち、口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業	0千円	日額 380円
		伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の救護、伝染病にかかり、若しくはかかっている疑いのある家畜の飼育又は伝染病の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理の作業	7千円	日額 290円
衛生検査作業従事職員の特殊勤務手当	保健所に勤務する職員	細菌、血液、原虫若しくは寄生虫の検査又は病理若しくは臨床医学の検査の作業	6千円	日額 350円
公害業務従事職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める公署に勤務する職員	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）その他人事委員会規則で定める法令の規定に基づいて現地において行う立入検査又は調査の作業	146千円	日額 230円
特殊現場作業従事職員の特殊勤務手当		地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、調査、検査等の作業	6千円	日額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合）	33千円	日額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う監督、調査、検査等の作業	0千円	日額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調査、検査等の作業	39千円	日額 560円
		圧搾空気内で行う工事の監督、調査、検査等の作業（ゲージ圧力0.2メガパスカルまでのとき）	0千円	1時間 210円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルまでのとき）	0千円	1時間 560円
		〃（ゲージ圧力0.3メガパスカルを超えるとき）	0千円	1時間 1,000円
		地上若しくは水面上20メートル以上の箇所又は湖面において行うダム管理その他の人事委員会規則で定める作業	44千円	日額 320円
		滑走路において行う保守点検作業で人事委員会規則で定めるもの	292千円	日額 290円
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当		土地等の取得及びこれに伴う損失補償その他人事委員会規則で定める折衝の業務	1,420千円	日額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に行われた場合）	4千円	日額 975円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
火薬類等取締業務従事職員の特殊勤務手当		火薬類又は高圧ガスの保安検査又は立入検査その他人事委員会規則で定める検査等	8千円	日額 250円
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する職員（医師である職員を除く。）	精神障害者に直接接して行う相談又は指導の業務	69千円	日額 450円
	保健所に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の調査、鑑定、鑑定の立会い又は移送の業務	83千円	日額 290円
保健指導業務従事職員の特殊勤務手当	保健所に勤務する保健師である職員	結核患者又は精神病患者の保健指導の業務（保健所外において行う保健指導の業務に限る。）	371千円	日額 290円
消防教育訓練従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防ぎょ訓練及び水防訓練のうち人事委員会規則で定めるもの	176千円	日額 420円
家畜取扱作業従事職員の特殊勤務手当	農林水産総合センター畜産研究所又は家畜保健衛生所に勤務する職員	種雄牛、種雄馬及び種雄豚の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種雄牛、種雄馬及び種雄豚を御する作業	19千円	日額 230円
	農林水産総合センター畜産研究所に勤務する職員	家畜のふん尿の処理の作業	1,296千円	日額 380円
し尿処理施設等検査業務従事職員の特殊勤務手当	環境文化部又は県民局に勤務する職員	し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設その他人事委員会規則で定める施設の立入検査等の業務	501千円	日額 350円
有害物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事委員会規則で定める職員	毒物、劇物等を使用する作業（人事委員会規則で定めるものに限る。）	637千円	日額 290円
漁業等取締業務従事職員の特殊勤務手当		海上において行う漁業等の取締りの業務	55千円	日額 500円
けい船料徴収業務従事職員の特殊勤務手当	備前県民局又は備中県民局に勤務する職員	現地において行うけい船料の徴収業務	0千円	日額 230円
潜水作業従事職員の特殊勤務手当		潜水器具を着用して潜水作業に従事（20メートルまでのとき）	70千円	1時間 310円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	23千円	1時間 465円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルまでのとき）	0千円	1時間 780円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	0千円	1時間 1,170円
		潜水器具を着用して潜水作業に従事（30メートルを超えるとき）	0千円	1時間 1,500円
		〃（12月1日から翌年の3月31日までの間における作業）	0千円	1時間 2,250円
除雪作業従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の作業（午後5時から翌日の午前6時までの間において行う作業）	0千円	日額 300円
		〃（暴風雪警報又は大雪警報発令下において行う作業）	0千円	日額 450円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等従事 職員の特殊勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺、河川の堤防その他人事委員会規則で定める公共施設において行う巡回監視の作業	126千円	日額 710円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	442千円	日額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	634千円	日額 1,080円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	1,693千円	日額 1,620円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（原子炉建屋内）	0千円	日額 40,000円
		〃（故障設備等現場確認）	0千円	日額 20,000円
		〃（免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設外）	572千円	日額 13,300円
		〃（免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設内）	0千円	日額 3,300円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	日額 6,600円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	日額 3,960円
		〃（屋内）	0千円	日額 1,330円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	日額 3,300円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	日額 1,980円
		〃（屋内）	0千円	日額 660円
		原子力災害で原子力緊急事態宣言があった場合に、緊急事態応急対策実施区域に所在する特定原子力事業所の敷地内において行う作業（原子炉建屋内）	0千円	日額 40,000円 以内
		〃（原子炉建屋内以外での作業）	0千円	日額 20,000円 以内
		原子力災害で原子力緊急事態宣言があった場合に、特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業	0千円	日額 10,000円 以内
		〃（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業）	0千円	日額 20,000円 以内
		消防防災航空センターに勤務する職員	航空機に搭乗して行う業務で次のいずれかのもの イ 消火活動、救助活動、救急業務その他の消防活動の業務 ロ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務 ハ イ又はロに掲げる業務を行うための教育訓練の業務	899千円
		〃（海上における飛行の距離が100キロメートルを超える救助活動、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）における業務、飛行中の航空機からの降下を伴う救助活動）	2,028千円	1時間 2,470円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
社会福祉施設勤務職員の特殊勤務手当	児童自立支援施設成徳学校に勤務する職員	児童に直接接して行う生活指導の業務	0千円	日額 450円
	福祉相談センターに勤務する職員	知的障害者、知的障害児又は肢体不自由者に直接接して行う相談の業務	106千円	日額 560円
		〃（所長及び次長の職にあるもの並びに総務企画課に勤務するもの）	0千円	日額 450円
		保護を要する女子で婦人保護施設に入所しているものに直接接して行う生活指導又は職業指導の業務	0千円	日額 390円
		保護を要する女子に直接接して行う保護更生又は相談の業務	0千円	日額 380円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	福祉に関する業務のうち現業を行うものとして人事委員会規則で定めるもの	4,896千円	月額 10,000円
	上記に掲げる職員以外の職員（県民局健康福祉部に勤務する職員に限る。）	福祉に関する業務のうち援護、育成又は更生の措置を要する者等と面接して行う保護等の必要性の有無等の調査、生活指導等の業務	0千円	日額 560円
	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司、児童相談所に勤務する児童福祉司及び知的障害者更生相談所に勤務する知的障害者福祉司	相手方に直接接して行う相談又は指導の業務	2,131千円	日額 560円
	児童相談所に勤務する職員（上記に掲げる職員を除く。）	児童に直接接して行う相談又は指導の業務	557千円	日額 560円
	〃（人事委員会規則で定める職員）	児童に直接接して行う相談又は指導の業務	4千円	日額 430円
	家畜保健衛生所勤務職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する職員	一 直接家畜に対して行う検査その他家畜の保健衛生上必要な業務で家畜に直接接して行うもの 二 獣医学的技術を必要とする家畜の病性の検査又は鑑定の業務	4,914千円
専門教育従事職員の特殊勤務手当	農林水産総合センター農業大学校に勤務する職員	農業に関する専門的知識を必要とする授業を専ら担当するもの（管理職手当が支給される職員を除く。）	3,062千円	月額 29,000円
食肉地方卸売市場等勤務職員の特殊勤務手当	県営食肉地方卸売市場又は県営と畜場に勤務する職員	管理その他の業務	2,285千円	月額 28,000円
		〃（事務職員）	972千円	月額 27,000円
	食肉衛生検査所に勤務する職員	専ら獣畜のと殺又は解体の検査等の業務に従事するもの	2,352千円	月額 28,000円
県税事務従事職員の特殊勤務手当	県民局に勤務する職員	県税事務に専ら従事するもの（人事委員会規則で定めるものを除く。）	39,453千円	月額 18,200円
	県民局に勤務する職員のうち上記に掲げる職員以外の職員	納税義務者等に直接接して行う県税の賦課徴収の業務（人事委員会規則で定める業務に限る。）	0千円	日額 1,020円
	総務部税務課に勤務する職員	県税に係る特別の徴収業務に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	1,092千円	月額 18,200円
		犯則事件の取締りその他人事委員会規則で定める業務	0千円	日額 550円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
医師及び歯科医師である職員の特殊勤務手当	精神保健福祉センターに勤務する医師及び歯科医師である職員		1,680千円	月額 35,000円
狂犬病予防業務従事職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく犬の捕獲又は処分の作業に専ら従事するものとして人事委員会規則で定めるもの	1,368千円	月額 19,000円
	上記に掲げる職員以外の職員	犬の捕獲等の作業	4千円	日額 560円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成31年4月1日現在のものである。  
2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。

[教育委員会]

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
教育職員の特殊勤務手当	昼間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、夜間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの及び夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長で、昼間の授業を行う高等学校の校長を兼ねているもの並びに昼夜間の授業を行う高等学校に勤務する校長である者（岡山県職員給与条例第19条の8の規定による定時制通信教育手当が支給される職員を除く。）		228千円	月額 9,500円
	昼間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、夜間の授業又はその補助勤務を行ったもの及び夜間の授業又はその補助を本務として担当する教育職員で、昼間の授業又はその補助勤務を行ったもの	本務以外の授業又は補助勤務	0千円	授業時間における 1時間 1,100円
	高等学校の通信教育課程の教育職員の職を兼ねている者及び同課程の学習指導者又は連絡指導者に指定された者	同課程に係る面接又は添削指導の業務	92千円	1時間 950円
	渋川青年の家又は青少年教育センター閑谷学校に勤務する職員のうち宿日直勤務に従事する職員以外の職員	午後6時から翌日の午前6時までの間において行う入所者の野外訓練又は生活指導の業務	0千円	1回 670円
		〃（勤務時間が5時間未満）	0千円	1回 440円
	特別支援学校に勤務する職員	児童又は生徒に直接接して行う付添いの業務	0千円	日額 330円
	心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに従事した小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員（人事委員会規則で定めるものを除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務）	1,344千円	日額 8,000円
		〃（非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務で人事委員会が定める場合）	0千円	日額 4,000円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務）	0千円	日額 16,000円
		〃（上記業務のうち被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務で人事委員会が定める場合）	0千円	日額 8,000円
		〃（児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務）	0千円	日額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務）	353千円	日額 7,500円
		〃（児童又は生徒に対する緊急の補導業務で人事委員会が定める場合）	420千円	日額 3,750円
		修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	82,768千円	日額 5,100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの	86,950千円	日額 5,100円
		学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	0千円	日額 2,700円
		〃（人事委員会が定める場合）	12,938千円	日額 1,800円
		〃（心身に著しい負担を与える場合として人事委員会が定める場合）	409,270千円	日額 3,600円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日に行うもの	898千円	日額 2,250円
多学年学級担当手当	県費負担教職員のうち、小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する者で人事委員会の定めるもの	3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	0千円	日額 350円
		2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	7,150千円	日額 290円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、学校教育法施行規則の規定に基づき置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭	当該担当に係る業務	106,245千円	日額 200円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成31年4月1日現在のものである。  
2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。

## 〔警察本部〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
警察職員の特殊勤務手当	交替制・毎日勤務員及び駐在所勤務員等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる作業で人事委員会規則で定めるもの（作業時間が5時間以上のとき）	919千円	1回 1,100円
		〃（作業時間が2時間以上5時間未満のとき）	93,441千円	1回 730円
		〃（作業時間が2時間未満のとき）	1,829千円	1回 410円
	検視官以外の者	死体処理の作業	36,298千円	1回 2,200円
	検視官	〃（当該作業が検視その他の人事委員会規則で定めるもの）	8,051千円	1回 3,200円
	指定警衛・警護員である警察官	警衛又は警護の作業	385千円	日額 640円
		〃（人事委員会が定める警衛作業）	25千円	日額 1,150円
	舟艇担当技術職員及び従事した警察官	警備船による警備の作業	133千円	日額 290円
	護送勤務員	被疑者護送の作業	1,510千円	日額 220円
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通捜査の作業（夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）において行う作業又は高速道路で行う作業）	10,908千円	日額 840円
		〃（夜間に高速道路で行う作業）	319千円	日額 1,260円
		〃（上記以外の作業）	10,466千円	日額 560円
		伝染病患者又は伝染病の疑いのある患者に接して行う取調べ等の作業	0千円	日額 290円
	爆発物処理要員	爆発物又は爆発物の疑いのある物件の処理の作業	0千円	1件 5,200円
		特殊危険物質（人事委員会規則で定める物質をいう。）に係る作業（特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理の作業で人事委員会規則で定めるもの）	0千円	日額 4,600円
		〃（特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業）	0千円	日額 450円
		豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの	267千円	日額 1,680円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	1,348千円	日額 2,520円
		東日本大震災に対処するため上記作業に引き続き5日以上従事したとき	0千円	日額 3,360円
		〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	0千円	日額 5,040円
	特定大規模災害に対処するため、豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、又は遭難救助等の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事したとき	0千円	日額 3,360円以内	
	〃（当該作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	0千円	日額 5,040円以内	
	人事委員会規則で定める離島の周辺の海域において海上保安庁の船舶に乗り組んで行う警戒の作業（人事委員会規則で定める作業に限る。）	0千円	日額 1,100円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
	警察本部交通部又は警察署交通課に勤務する職員	交通整理の業務	864千円	日額 310円
		〃(当該業務が高速道路で行われた場合)	100千円	日額 460円
	①警察本部及び警察署に勤務する私服により捜査等を行う警察官 ②通訳者に指定された職員	私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務	61,285千円	日額 560円
	鑑識課、科学捜査研究所、交通指導課及び警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の業務	3,044千円	日額 280円
		〃(当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入って行われた場合)	2,818千円	日額 560円
		警らの業務	59,207千円	日額 340円
	機動警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署に勤務する職員	緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務(当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合)	5,725千円	日額 560円
		〃(上記以外の自動車の運転の業務)	23,822千円	日額 420円
	警察本部留置管理課及び警察署に勤務する職員	留置施設看守の業務	18,572千円	日額 430円
	少年補導員	青少年補導の業務	588千円	日額 330円
	警視以上の階級にある警察官又は管理職員である警察官以外の職員を除く。	突発的に発生した事件、事故等処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出しを受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締り、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務(犯罪の捜査及び交通取締りにあつては、直接補助する場合を含む。)	1,978千円	1回 1,240円
	操縦士	航空機に搭乗して行う業務(操縦)	2,366千円	1時間 5,100円
		〃(海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務)	371千円	1時間 6,630円
	整備士	航空機に搭乗して行う業務(整備)	823千円	1時間 2,200円
		〃(海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務)	129千円	1時間 2,860円
		航空機に搭乗して行う業務(捜索、救助、犯罪の捜査、警備、交通の取締りその他の警察の活動)	80千円	1時間 1,900円
		〃(海上における飛行の距離が100キロメートルを超える捜索その他人事委員会規則で定める業務)	44千円	1時間 2,470円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務(銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕又はこれに相当する業務)	0千円	日額 1,640円
		〃(上記に付随して行われる固定配置の場合)	0千円	日額 1,100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の業務）	0千円	日額 1,100円
		〃（上記に付随して行われる固定配置の場合）	0千円	日額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い、暴力団事務所等の直近に配置して行われる警戒の業務）	3,961千円	日額 820円
		防弾装備を着装し、及び武器を携帯して行われる業務（暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の身辺等において行われる警戒の業務）	0千円	日額 820円
	少年相談専門員	青少年に直接接して行う心理判定、相談又は指導の業務	15千円	日額 560円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成31年4月1日現在のものである。  
2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。



〔知事部局（教育委員会、警察本部共通分を含む。）〕

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度内と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 8,000円  ・子 月額 9,000円 ・父母等 月額 6,500円  ・職員に配偶者がいない場合の1人目子 月額 10,000円 父母等 月額 8,000円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子 月額 5,000円加算	異なる	・配偶者 行政(一)7級以下 月額 6,500円 行政(一)8級以上 月額 3,500円 ・子 月額 10,000円 ・父母等 行政(一)8級以上 月額 3,500円 ・職員に配偶者がいない場合の1人目 区分なし	2,276,533千円	252,751円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円	同じ		1,164,827千円	329,512円
初任給調整手当	○医師等の欠員補充が困難な職に採用された職員に支給 ・行政職給料表及び医療職給料表(一)の適用を受ける職 月額414,800円 ～308,600円以内 (採用の日から1年を経過するごとに一定額を減ずる。以下同様) ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 月額 50,800円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 月額 30,000円	異なる	・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 支給なし	82,884千円	1,404,814円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国内の制度内と内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担すること、自動車等を使用すること及びこれらを併用することを常例とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額64,000円＋（運賃等相当額－64,000円）／2</li> <li>・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 （自動車等） 月額 53,200円 （自転車） 月額 2,200円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額 55,000円</li> <li>・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 月額 31,600円</li> </ul>	2,313,141千円	134,869円
単身赴任手当	<p>○公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額 30,000円～ 100,000円</li> </ul>	同じ		117,736千円	436,059円
特勤手当	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・級地区分 支給割合 4級地 16／100 3級地 12／100 2級地 8／100 1級地 4／100 特勤手当に準ずる手当 4～6／100</li> </ul>	同じ		54,402千円	251,861円
宿日直手当	<p>○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の宿日直 4,200円</li> <li>・特別の宿日直 研修施設等における当直 5,900円 常直 21,000円</li> </ul>	同じ		611,962千円	257,777円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国内の制度内と異なると内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
管理職員 特別勤務 手当	○管理職の職員が、臨時 又は緊急の必要により 勤務した場合に支給 ・ 週休日等 1回4,000円～12,000円 ・ 平日深夜 1回2,000円～ 6,000円	同じ		49,097千円	701,386円
夜間勤務 手当	○正規の勤務時間とし て、午後10時から翌日 の午前5時までに勤務 した職員に、勤務した 時間に対して支給 ・ 支給割合 25/100	同じ		210,640千円	150,243円
休日勤務 手当	○休日等における正規の 勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた職員 に、勤務した時間に対 して支給 ・ 支給割合 135/100	同じ		821,741千円	580,326円
管理職手 当 【俸給の 特別調整 額】	○管理又は監督の地位に ある職員の職のうち人 事委員会規則で定める 職にある職員に支給 ・ 給料月額25/100以 内 主な役職 支給額(円) 部長(1種) 130,300 次長(3種) 103,400 参与(4種) 88,500 課長(5種) 74,800 参事(8種) 54,000	異なる	○管理又は監督の地位に ある職員の官職のうち 人事院規則で指定する 官職にある職員に支給 ・ 俸給月額25/100以 内 区分 支給額(円) 1種 117,100～139,300 2種 88,500～104,200 3種 72,700～ 82,200 4種 55,500～ 66,400 5種 46,300～ 51,900	1,327,202千円	694,143円
寒冷地手 当	○基準日(毎年11月から 翌年3月までの各月の 初日)に寒冷地等に在 勤する職員に支給 ・ 世帯主である職員 扶養親族あり 月額 17,800円 その他 月額 10,200円 ・ 世帯主以外の職員 月額 7,360円	同じ		3,736千円	63,322円
農林漁業 普及指導 手当	○農林水産業の普及指導 員(管理職手当の支給 を受ける者を除く。)に 支給 ・ 給料月額4/100	—	—	29,898千円	180,108円

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国 の 制 度 内 と 容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
災害派遣 手当	○災害対策基本法の規定 により、他の地方公共 団体等から派遣された 職員が、住所又は居所 を離れて県内に滞在す ることを要する場合に、 当該職員に支給 ・日額 6,620円以内	—	—	11,807千円	337,343円

[教育委員会]

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異	国 の 制 度 内 と 容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
へき地手当	<p>○交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地学校（共同調理場を含む。）に勤務する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・級別区分 支給割合</li> <li>5級地 25/100</li> <li>4級地 20/100</li> <li>3級地 16/100</li> <li>2級地 12/100</li> <li>1級地 8/100</li> <li>準へき地 4/100</li> <li>へき地手当に準ずる手当 4/100</li> </ul>	—	—	101,216千円	411,447円
義務教育等教員特別手当	<p>○小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額 8,000円以内</li> </ul>	—	—	760,318千円	69,927円
定時制通信教育手当	<p>○定時制又は通信制の課程を置く高等学校の校長、副校長、教頭及び教育職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定時制 月額19,000円（管理職手当の支給を受ける者は月額15,000円）</li> <li>・通信制 月額 9,500円（管理職手当の支給を受ける者は月額7,500円）</li> </ul>	—	—	45,069千円	278,204円
産業教育手当	<p>○農業又は工業に関する課程を置く高等学校において、実習を伴う当該科目を主として担任する者に対して支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額 19,000円（管理職手当又は定時制通信教育手当の支給を受ける者は月額11,500円）</li> </ul>	—	—	99,651千円	301,060円

## ①知事部局

## 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	440 (0) (74)	12.5%	主事 技師 学芸員	286 153 1	440 (0) (74)	12.5%	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	237 (12) (8)	6.8%	主事 技師 学芸員	130 106 1	237 (12) (8)	6.8%	主事級 高度
3級	主任の職務	788 (111) (1)	22.5%	総括主任 主任 准教授	22 765 1	788 (111) (1)	22.5%	主任級
4級	主幹の職務	436 (0) (0)	12.4%	総括主幹 主幹 課長補佐 主任学芸員 教授	26 405 1 1 3	436 (0) (0)	12.4%	主幹級
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	1,085 (0) (0)	30.9%	総括副参事 副参事 課長 副課長 課長補佐 室長 主幹 副校長 教頭 所長 次長 主任学芸員 教授	285 735 37 4 2 3 8 1 2 1 2 2 3	1,085 (0) (0)	30.9%	副参事級
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	404 (0) (0)	11.5%	課長 副課長 課長代理 総括参事 参事 室長 室長代理 地域農林水産事業部長 地域建設部長 部長 次長 副部長 校長 副校長 所長 副所長	95 22 2 136 65 10 1 6 6 2 17 18 5 2 16 1	404 (0) (0)	11.5%	課長級
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	75 (0) (0)	2.1%	課長 室長 参与 所長 部長 場長 次長 副館長	45 1 6 3 12 1 6 1	75 (0) (0)	2.1%	困難課長級

8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	26 (0) (0)	0.7%	次長	11	26 (0) (0)	0.7%	次長級
				所長	3			
				参与	2			
				局長	1			
				センター長	1			
				政策推進監	1			
				地域活性化推進監	1			
				文化スポーツ振興監	1			
				福祉政策企画監	1			
				産業戦略監	1			
				食農政策企画監	1			
				技術総括監	1			
その他(部付)	1							
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	19 (0) (0)	0.5%	部長	7	19 (0) (0)	0.5%	部長級
				局長	9			
				危機管理監	1			
				知事室長	1			
				所長	1			
合計		3,510 (123) (83)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	4 (0) (1)	1.9%	技師	4	4 (0) (1)	1.9%	技師級
2級	研究所の研究員の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	88 (10) (0)	42.7%	研究員	56	88 (10) (0)	42.7%	研究員級
				技師	32			
3級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	84 (0) (0)	40.8%	室長	5	84 (0) (0)	40.8%	専門研究員級
				総括研究員	1			
				専門研究員	78			
4級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務 特別研究員の職務	24 (0) (0)	11.7%	所長	1	24 (0) (0)	11.7%	特別研究員級
				副所長	4			
				参事	1			
				総括研究員	1			
				特別企画専門員	5			
				特別研究員	12			
5級	困難な業務を所掌する研究所の長の職務	6 (0) (0)	2.9%	所長	3	6 (0) (0)	2.9%	困難所長級
				副所長	1			
				次長	2			
合計		206 (10) (1)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。



医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	11 (0) (0)	44.0%	技師	11	11 (0) (0)	44.0%	技師級
2級	保健所の課長の職務	5 (0) (0)	20.0%	主任	5	5 (0) (0)	20.0%	課長級
3級	保健所の長の職務	3 (0) (0)	12.0%	所長	1	3 (0) (0)	12.0%	所長級
				副参事	1			
				主幹	1			
4級	困難な業務を所掌する保健所の長の職務	6 (0) (0)	24.0%	所長	5	6 (0) (0)	24.0%	困難所長級
				参与	1			
合計		25 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	25 (0) (0)	17.0%	技師	25	25 (0) (0)	17.0%	高度技師級
3級	主任の職務	27 (8) (0)	18.4%	主任	27	27 (8) (0)	18.4%	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	13 (0) (0)	8.8%	主任	13	13 (0) (0)	8.8%	困難主任級
5級	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務	64 (0) (0)	43.5%	次長	3	64 (0) (0)	43.5%	副参事級
				総括副参事	5			
				副参事	35			
				総括主幹	2			
				主幹	19			
6級	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	17 (0) (0)	11.6%	所長	6	17 (0) (0)	11.6%	所長級
				課長	8			
				総括参事	3			
7級	困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	1 (0) (0)	0.7%	所長	1	1 (0) (0)	0.7%	困難所長級
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級
合計		147 (8) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	16 (0) (1)	15.0%	技師	16	16 (0) (1)	15.0%	技師級 技術
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	23 (0) (0)	21.5%	技師	23	23 (0) (0)	21.5%	高度技師級
4級	主任の職務	25 (4) (0)	23.4%	主任	25	25 (4) (0)	23.4%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	30 (0) (0)	28.0%	総括副参事	10	30 (0) (0)	28.0%	副参事級
				副参事	17			
				主幹	3			
6級	保健所の課長の職務	13 (0) (0)	12.1%	課長	9	13 (0) (0)	12.1%	課長級
				総括参事	3			
				参事	1			
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級 困難
合計		107 (4) (1)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

②教育委員会

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	191 (0) (0)	16.8%	主事	66	191 (0) (0)	16.8%	主事級
				司書	5			
				学芸員	2			
				事務主事	118			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	110 (7) (0)	9.7%	主事	50	110 (7) (0)	9.7%	主事級 高度
				技師	1			
				司書	5			
				事務主事	54			
3級	主任の職務	278 (18) (0)	24.4%	総括主任	2	278 (18) (0)	24.4%	主任級
				主任	171			
				指導主事(主任)	18			
				社会教育主事(主任)	7			
				司書(主任)	15			
				学芸員(主任)	1			
4級	主幹の職務	220 (0) (0)	19.3%	総括主幹	68	220 (0) (0)	19.3%	主幹級
				主幹	68			
				指導主事(主幹)	24			
				社会教育主事(主幹)	5			
				司書(主幹)	2			
				学芸員(主幹)	2			
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	240 (0) (0)	21.1%	総括副参事	60	240 (0) (0)	21.1%	副参事級
				副参事	21			
				課長	5			
				事務長	29			
				副課長	2			
				指導主事(副参事)	6			
				社会教育主事(副参事)	1			
				司書(副参事)	8			
				事務副参事	108			
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	81 (0) (0)	7.1%	課長	4	81 (0) (0)	7.1%	課長級
				室長	1			
				副課長	6			
				総括参事	7			
				参事	9			
				事務部長	34			
				部長	5			
				次長	7			
				副館長	1			
				副館長心得	1			
				統括学芸員	1			
				事務参事	5			

7級	本庁の困難な業務を所掌する課長 又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の 長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌 する課長の職務 参与の職務	15 (0) (0)	1.3%	課長	7	15 (0) (0)	1.3%	困難課長級
				所長	3			
				館長	1			
				次長	1			
				企画調整監	1			
				事務局長	2			
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機 関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	3 (0) (0)	0.3%	教育次長	1	3 (0) (0)	0.3%	次長級
				所長	1			
				館長	1			
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先 機関の長の職務 理事の職務	1 (0) (0)	0.1%	教育次長	1	1 (0) (0)	0.1%	部長級
合計		1,139 (25) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が  
任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

教育職（一）給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の講師、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	94 (16) (0)	2.3%	実習助手	47	94 (16) (0)	2.3%	1級
				寄宿舎指導員	47			
2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	3,661 (206) (0)	88.0%	教諭	3,382	3,661 (206) (0)	88.0%	2級
				養護教諭	106			
				栄養教諭	11			
				主任実習助手	122			
				主任寄宿舎指導員	24			
				指導主事	16			
特2級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	162 (0) (0)	3.9%	主幹教諭	61	162 (0) (0)	3.9%	特2級
				指導教諭	99			
				指導主事	2			
3級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長又は教頭の職務	169 (0) (0)	4.1%	副校長	50	169 (0) (0)	4.1%	3級
				教頭	119			
4級	高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長の職務	75 (3) (1)	1.8%	校長	75	75 (3) (1)	1.8%	4級
合計		4,161 (225) (1)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

教育職（二）給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	中学校の助教諭、養護助教諭又は講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1級
2級	中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	50 (0) (0)	86.2%	教諭	47	50 (0) (0)	86.2%	2級
				養護教諭	3			
特2級	中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	5 (0) (0)	8.6%	主幹教諭	2	5 (0) (0)	8.6%	特2級
				指導教諭	3			
3級	中学校の副校長又は教頭の職務	3 (0) (0)	5.2%	副校長	3	3 (0) (0)	5.2%	3級
4級	中学校の校長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	4級
合計		58 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	高度技師級
3級	主任の職務	1 (0) (0)	33.3%	主任	1	1 (0) (0)	33.3%	主任級
4級	困難な業務を行う主任の職務	1 (0) (0)	33.3%	主任	1	1 (0) (0)	33.3%	困難主任級
5級	家畜保健衛生所の次長の職務 副参事の職務 主幹の職務	1 (0) (0)	33.3%	学校栄養主幹	1	1 (0) (0)	33.3%	副参事級
6級	家畜保健衛生所の長の職務 保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	所長級
7級	困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	困難所長級
8級	特に困難な業務を所掌する家畜保健衛生所の長の職務 保健所の特に困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	特別困難所長級
合計		3 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。



医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級 技術
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	1 (0) (0)	100.0%	技師	1	1 (0) (0)	100.0%	技師級 高度
4級	主任の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級 困難
合計		1 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のカッコ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

小・中学校給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭, 養護助教諭又は講師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	1級
2級	小学校又は中学校の教諭, 養護教諭又は栄養教諭の職務	5,687 (239) (0)	84.0%	教諭	5,177	5,687 (239) (0)	84.0%	2級
				養護教諭	383			
				栄養教諭	99			
				指導主事	28			
特2級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	244 (0) (0)	3.6%	主幹教諭	94	244 (0) (0)	3.6%	特2級
				指導教諭	147			
				指導主事	3			
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	440 (0) (0)	6.5%	副校長	24	440 (0) (0)	6.5%	3級
				教頭	416			
4級	小学校又は中学校の校長の職務	403 (7) (0)	5.9%	校長	403	403 (7) (0)	5.9%	4級
合計		6,774 (246) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつ書きの人数については, 上段が再任用, 下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は, 端数処理のため, 100%とならないことがある。

③警察本部

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	46 (0) (0)	10.6%	主事	38	46 (0) (0)	10.6%	主事級
				技師	7			
				少年補導員	1			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	63 (0) (0)	14.5%	主任主事	52	63 (0) (0)	14.5%	主事級 高度
				主任技師	6			
				少年補導員	5			
3級	主任の職務	186 (0) (0)	42.9%	係長	141	186 (0) (0)	42.9%	主任級
				班長	3			
				主任	42			
4級	主幹の職務	27 (0) (0)	6.2%	課長補佐	21	27 (0) (0)	6.2%	主幹級
				隊長補佐	2			
				課長	4			
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	68 (0) (0)	15.7%	課長補佐	53	68 (0) (0)	15.7%	副参事級
				隊長補佐	2			
				上席鑑定官	2			
				室長	1			
				センター長	1			
				課長	9			
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	41 (3) (0)	9.4%	課長	1	41 (3) (0)	9.4%	課長級
				理事官	21			
				調査官	4			
				室長	3			
				管理官	5			
				センター長	2			
				副署長	5			
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	2 (0) (0)	0.5%	参事官	2	2 (0) (0)	0.5%	困難課長級
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	1 (0) (0)	0.2%	参事官	1	1 (0) (0)	0.2%	次長級
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	0 (0) (0)	0.0%			0 (0) (0)	0.0%	部長級
合計		434 (3) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

公安職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	係員の職務	369 (0) (0)	10.3%	巡査	369	369 (0) (0)	10.3%	係員級
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	610 (0) (0)	17.0%	巡査長 巡査	602 8	610 (0) (0)	17.0%	
3級	主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	752 (0) (0)	21.0%	主任 巡査長	415 337	752 (0) (0)	21.0%	主任級
4級	係長の職務 専門官の職務 警察署の課長の職務 困難な業務を行う主任の職務	1,041 (4) (0)	29.0%	係長 専門官 課長 主任	376 2 3 660	1,041 (4) (0)	29.0%	係長級
5級	警察本部の課長補佐の職務 困難な業務を行う警察署の課長の職務 困難な業務を行う係長の職務 困難な業務を行う専門官の職務	503 (12) (0)	14.0%	課長補佐 課長 係長 専門官	24 53 356 70	503 (12) (0)	14.0%	課長補佐級
6級	次長の職務 困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 特に困難な業務を行う警察署の課長の職務	187 (2) (0)	5.2%	次長 課長補佐 課長 副隊長 隊長補佐 指導官 通信指令官 検視官 対策官 聴聞官 室長 副署長 幹部派出所長 幹部交番所長	14 67 73 3 2 6 4 1 2 1 1 11 1 1	187 (2) (0)	5.2%	次長級

7級	警察本部の課長の職務 警察署の長の職務 理事官又は監察官の職務 困難な業務を行う次長の職務	79 (0) (0)	2.2%	課長	8	79 (0) (0)	2.2%	課長級
				隊長	4			
				理事官	20			
				調査官	2			
				企画官	1			
				管理官	5			
				指導官	9			
				対策官	1			
				広報官	1			
				室長	2			
				副校長	1			
				副署長	11			
				刑事官	6			
				地域安全官	4			
交通官	4							
8級	参事官の職務 困難な業務を所掌する警察本部の課長の職務 困難な業務を所掌する警察署の長の職務	29 (0) (0)	0.8%	参事官	17	29 (0) (0)	0.8%	参事官級
				署長	12			
9級	警察本部の部長の職務 困難な業務を所掌する参事官の職務 特に困難な業務を所掌する警察署の長の職務	16 (0) (0)	0.4%	部長	1	16 (0) (0)	0.4%	部長級
				総務統括官	1			
				校長	1			
				参事官	5			
				署長	8			
合計		3,586 (18) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	1 (0) (0)	4.5%	技師	1	1 (0) (0)	4.5%	技師級
2級	研究所の研究員の職務 主任の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	12 (0) (0)	54.5%	研究員	6	12 (0) (0)	54.5%	研究員級
				主任技師	6			
3級	研究所の部長の職務 専門研究員の職務	5 (0) (0)	22.7%	専門研究員	5	5 (0) (0)	22.7%	専門研究員級
4級	研究所の長の職務 研究所の次長の職務 特別研究員の職務	3 (0) (0)	13.6%	理事官	1	3 (0) (0)	13.6%	特別研究員級
				特別研究員	2			
5級	困難な業務を所掌する研究所の長の職務	1 (0) (0)	4.5%	所長	1	1 (0) (0)	4.5%	困難所長級
合計		22 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	技師級
2級	技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	1 (0) (0)	20.0%	技師	1	1 (0) (0)	20.0%	技師級 技術
3級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う技師の職務	3 (0) (0)	60.0%	主任技師	3	3 (0) (0)	60.0%	技師級 高度
4級	主任の職務	1 (0) (0)	20.0%	主任	1	1 (0) (0)	20.0%	主任級
5級	副参事の職務 主幹の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	副参事級
6級	保健所の課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級
7級	保健所の困難な業務を所掌する課長の職務	0 (0) (0)	0.0%				0.0%	課長級 困難
	合計	5 (0) (0)						

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかつ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。

〔企業局〕

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	電気事業 支給実績 (30年度決算)	工業用水道事業 支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険等現場作業 従事職員の特殊 勤務手当	管理職手当の支給 を受ける職員を除 く職員	一 発電及び工業用水道施設に設置された機 械及び設備並びに配電盤、CRT等の監視 制御装置について特殊な運転操作を伴う作 業 二 発電及び工業用水道施設の内部点検補修 作業 三 洪水等により行うダムの放流作業 四 工業用水道事務所において、塩害の発生 が予想される場合に行う防潮パネル設置作 業 五 工業用水道事務所に勤務する職員が行う 汚泥処理作業 六 発電所及び工業用水道事務所に勤務する 職員が行うスクリーン清掃作業 七 船上で行う流木除去等の作業 八 工業用水道事務所に勤務する職員が行う 危険性が高い薬品等の取扱作業 九 発電総合管理事務所の電気設備の保守管 理作業	4,111千円	5,178千円	日 額 ～5月 680円 6月～ 685円
用地取得等折衝 業務従事職員の 特殊勤務手当		土地、権利、土地に定着する物件又は土地に属 する土石、砂れきの取得若しくは使用又は工事 に伴う損失補償のための折衝の業務（受託業務 の場合を含む）	0千円	0千円	日 額 650円
		〃（当該業務が深夜（午後10時から翌日の午前 5時までの間をいう）に行われた場合）	0千円	0千円	日 額 975円
特殊現場作業従 事職員の特殊勤 務手当		地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定 な箇所で行う工事の監督、調査、検査等の作業	0千円	0千円	日 額 220円
		〃（当該作業が地上又は水面上20メートル以上 の箇所で行われた場合）	0千円	0千円	日 額 320円
		橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこ れに類する工事において、水面下4メートル以 上の深所で行う監督、調査、検査等の作業	0千円	0千円	日 額 220円
		トンネルの坑内で行う工事の監督、調査、検査 等の作業	0千円	0千円	日 額 560円
		交通が遮断されていない道路において行う埋設 管路の維持補修作業	0千円	0千円	日 額 300円
夜間配電盤等監 視業務従事職員 の特殊勤務手当		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深 夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）に おいて行われる配電盤等監視業務（深夜におけ る勤務時間が4時間以上の場合）	1,022千円	1,022千円	日 額 1,400円
		〃（深夜における勤務時間が2時間以上4時間 未満の場合）	679千円	679千円	日 額 930円
		〃（深夜における勤務時間が2時間未満の場 合）	0千円	0千円	日 額 580円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	電気事業 支給実績 (30年度決算)	工業用水道事業 支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等 従事職員の特殊 勤務手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある道路及びその周辺又は河川の堤防（以下、「被災施設等」という）において行う事業用施設の巡回監視の作業	1千円	3千円	日額 710円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	5千円	3千円	日額 1,065円
		被災施設等における重大な災害の発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の作業	50千円	113千円	日額 1,080円
		〃（作業が午後6時から翌日の午前6時までの間に行われた場合）	83千円	110千円	日額 1,620円
		東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内での作業（原子炉建屋内）	0千円	0千円	日額 40,000円
		〃（故障設備等現場確認）	0千円	0千円	日額 20,000円
		〃（免震重要棟外）	0千円	0千円	日額 13,300円
		〃（免震重要棟内）	0千円	0千円	日額 3,300円
		帰還困難区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	0千円	日額 6,600円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	0千円	日額 3,960円
		〃（屋内）	0千円	0千円	日額 1,330円
		居住制限区域での作業（屋外で4時間以上）	0千円	0千円	日額 3,300円
		〃（屋外で4時間未満）	0千円	0千円	日額 1,980円
		〃（屋内）	0千円	0千円	日額 660円

- (注) 1 手当の名称、主な支給対象職員等については、平成31年4月1日現在のものである。  
2 支給実績については、支給単価に対象業務に従事した実績及び支給人数を乗じた額である。

〔企業局〕

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	電気事業 支給実績  (30年度決算)	電気事業 支給職員 1人当たり 平均支給年額  (30年度決算)	工業用水道事業 支給実績  (30年度決算)	工業用水道事業 支給職員 1人当たり 平均支給年額  (30年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 8,000円 ・子 月額 9,000円 ・父母等 月額 6,500円 ・職員に配偶者がいない場合の1人目子 月額 10,000円 父母等 月額 8,000円 ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある子 月額 5,000円	同じ		7,029千円	242,379円	9,952千円	261,895円
住居手当	○自ら居住するための住宅を借り受け、一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員等に支給 ・家賃額に応じ支給 最高限度額 月額 27,000円	同じ		3,101千円	281,864円	3,240千円	324,000円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担すること、自動車等を使用すること及びこれらを併用することを常例とする職員に支給 ・交通機関利用者 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額64,000円+ (運賃等相当額-64,000円) / 2 ・交通用具使用者 使用距離に応じ支給 最高支給限度額 (自動車等) 月額 53,200円 (自転車等) 月額 2,200円	同じ		8,541千円	167,478円	7,278千円	134,778円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 30,000円～ 100,000円	同じ		744千円	744,000円	0千円	0円

宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・一般の宿日直 4,200円	同じ		0千円	0円	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	○管理職の職員が、臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給 ・週休日等 1回4,000円～12,000円 ・平日深夜 1回2,000円～ 6,000円	同じ		153千円	21,857円	72千円	12,000円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 ・支給割合 25/100	同じ		2,598千円	144,357円	2,721千円	194,357円
休日勤務手当	○休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 ・支給割合 135/100	同じ		4,672千円	194,674円	4,960千円	198,405円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち公営企業管理者が指定する職にある職員に支給 ・主な役職 支給額(円) 局長・本局次長 103,400 本局課長 88,500 74,800 室長 74,800 所長 79,700	同じ		8,045千円	0円	5,687千円	0円

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	主事又は技師の職務	13	11.8%	主事	5	13	11.8%	主事級	
		(0)		技師	8	(0)			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	11	9.9%	主事	2	11	9.9%	高度主事級	
		(0)		技師	9	(0)			
3級	主任の職務	28	25.2%	総括副主任	2	28	25.2%	主任級	
		(1)		主任	26	(1)			
4級	主幹の職務	18	16.2%	主幹	18	18	16.2%	主幹級	
		(0)			(0)				
5級	出先機関の課長の職務 副参事の職務	24	21.6%	総括副参事	10	24	21.6%	副参事級	
		(0)		副参事	14	(0)			
6級	本庁の課長又は室長の職務 出先機関の長の職務 出先機関の困難な業務を所掌する課長の職務 参事の職務	12	10.8%	課長	5	12	10.8%	課長級	
		(0)		室長	1				(0)
		(0)		総括参事	4				(0)
		(0)		次長	2				
7級	本庁の困難な業務を所掌する課長又は室長の職務 困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 出先機関の特に困難な業務を所掌する課長の職務 参与の職務	4	3.6%	次長	1	4	3.6%	困難課長級	
		(0)		課長	1				(0)
		(0)		所長	2				
8級	本庁の部次長の職務 特に困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 困難な業務を所掌する参与の職務	1	0.9%	局長	1	1	0.9%	次長級	
9級	本庁の部長の職務 極めて困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 理事の職務	0	0.0%				0.0%	部長級	
合計		111							
		(1)							
		(1)							

(注1) 合計欄及び職制上の段階欄のかっこ書きの人数については、上段が再任用、下段が任期付職員を内数として記載

(注2) 表中の(%)の合計は、端数処理のため、100%とならないことがある。